

別紙

様式第2号の2(第2条関係)

要望番号	自治会等名	要 望 事 項	回 答	所管部局及び課室 (関係部局及び課室)
07040201(追加)	御城山自治会	<p>地域要望(受付番号NO.7)の質問に対し12月3日付で回答いただきましたが、回答内容には一部事実誤認があると思われるので、再度質問させていただきます。</p> <p>1)橋梁の架設年度が1977年と記されていますが、様々な資料、ご年配への聞き取りでも架設はもっと古く1933年架設となっています。1977年架設とされた根拠といきさつをご提示願います。</p> <p>2)橋梁の点検結果の所見に記載されている事項について、どのような措置がなされたのでしょうか。</p> <p>3)最近、会計検査でも取り上げられている、強度が不足する橋梁に添架されている上下水道施設についてはどのようにお考えでしょうか。</p> <p>4)万一施設が落下した場合、日常生活に大きな負担を強いられたいうえに、広域にわたる環境汚染も懸念されることですが、復旧にはどのくらいの期間を要すると思われますか。</p> <p>5)コンクリート構造物の寿命において44年もの誤差はその評価に大きく作用し、整備の優先順位の判断にも大きく影響すると思いますが、如何でしょうか。</p>	<input type="checkbox"/> 実施します <input checked="" type="checkbox"/> 計画に基づき順次実施します(時期未定) <input type="checkbox"/> 現時点での対応は困難です <input type="checkbox"/> 基準に満たないため対応できません <input type="checkbox"/> その他()	<p>建設部建設工務課</p> <p>上下水道局工務課</p>
			<p>1)5)架設年次について再度確認をしました。過去の資料を確認したところご指摘のとおり1933年(昭和8年)の架設であり、調書の年次設定のいきさつは不明ですが記載の誤りです。 橋梁の点検は国交省および島根県が作成している「定期点検要領」に基づき実施しています。点検は近接目視による点検を基本としており、橋梁の損傷状況などを直接確認しています。 架設年度は健全性や損傷原因を判断する上で重要な要素の一つと認識しておりますが、健全性の判定にあたっては現地で確認した損傷の状況、損傷の進行性、橋梁の架橋の条件や構造、橋梁の交通量など様々な要素を総合的に判断し決定しております。 本橋梁においても総合的な判断により健全性を決定しており、架設年度の誤認はあったものの現状の健全性の判断に影響を及ぼすものではないと考えております。</p> <p>2)平成27年度に橋梁点検を実施し、主桁において補修が必要と判断した為、平成29年度に主桁の断面修復工事を実施しております。</p> <p>3)上下水道の耐震化につきましては、重要施設(雲南市指定避難所・指定緊急避難・指定福祉避難所)への路線を優先し耐震化工事を実施します。その他の路線につきましても、上水は実使用年数、下水は耐用年数を経過したものから、更新を行なう予定です。</p> <p>4)下津原橋に添架されている下水道管は、下津原ポンプ所からの圧送管であるため、送水を停止することにより、汚水の流出を止められるものと考えております。 復旧は災害の状況により方法等が異なることから期間をお示しすることは難しいと考えます。</p>	